

【お詫び・訂正】

情報 A 2019 年 11 月号 p.69 の台湾「毒性及び懸念化学物質管理法施行細則」について、誤って同草案の翻訳を掲載していました。お詫びの上、条文を下記の通り差し替えさせていただきます。

毒性及び懸念化学物質管理法施行細則

- 第 1 条 本細則は毒性及び懸念化学物質管理法（以下、本法と略称する）第 74 条の規定に基づいてこれを制定する。
- 第 2 条 本法で称する製造とは、毒性又は懸念化学物質を調製、加工、合成、分割包装する行為を指す。ただし自身で使用する場合の調製、加工及び分割包装は、この限りでない。
- 第 3 条 本法で称する運送とは、毒性又は懸念化学物質を車両、船舶又は航空機等の交通手段で積載運送、積卸しをする行為を指す。
- 第 4 条 本法第 16 条第 2 項で定める改善完了説明については、下記の事項を記載しなくてはならない：
1. 毒性又は懸念化学物質の出所、取扱情況、製品の製造工程、管理方法及び貯蔵設備の説明。
 2. 改善前後の差異及び効果。
 3. 改善を完了した設備又は施設。
 4. 直轄市、県（市）主管機関が指定するその他の場合。
- 第 5 条 本法第 19 条で称する取扱停止とは、取扱者が一部の又は全ての毒性化学物質の取扱いを終了する情況を指す。
- 取扱停止又は本法第 20 条の規定に基づき取扱停止とみなされた毒性化学物質の処理完了後、関連する許可証、登記文書又は認可文書を回収する必要があると主管機関が認めた場合、取扱者にこれを返還するよう命じることができる。
- 第 6 条 毒性化学物質の取扱者が本法第 19 条の規定に従い、残った毒性化学物質のリストを直轄市、県（市）主管機関に報告申請して承認してもらった場合、取扱を停止する毒性化学物質の名称、成分含有量、数量、処理方式又は譲渡人のリストを作成し申告しなければならない。
- 第 7 条 本法第 20 条で称する取扱中止とは、製造、輸入、販売、使用又は貯蔵の取扱いを中断する情況を指す。
- 本法第 20 条第 2 款で定める取扱中止は、主管機関によって承認されたもの及び主管機関によって承認されていないものを含む；それが環境を汚染する又は人体の健康に危害を及ぼすおそれの情況については、直轄市、県（市）主管機関によって事実及び関連資料に基づいて認定する。
- 第 8 条 本法第 21 条第 2 項、第 28 条第 2 項及び第 60 条で称する郵送での購入及び電子購入とは、放送、テレビ、電話、ファックス、カタログ、新聞、雑誌、インターネット、ちらしによる、又はその他の類似する、特定の対象を有さない取引方法を指す。
- 第 9 条 本法第 41 条第 1 項の事故発生所在地が 2 つ以上の直轄市、県（市）に及ぶような場合、中央主管機関が主管機関を指定する。ただし、取扱者が本法当該条第 1 項の規定に従い行う通報の対象は、そのうちの 1 つに対してこれを行うのみとすることができる。
- 第 10 条 本法第 41 条第 1 項で称する緊急防治措置とは、下記各款の情況を指す：
1. 毒性、又は中央主管機関が本法第 41 条第 1 項に従って指定公告する危害性を有する懸念化学物質の大量拡散を即時に制御するのに十分な、常態の取扱いに回復させる汚染防

治の各措置。

2. 事故を引き起こした一部又は全ての取扱の中止。
3. 危害の拡大を軽減又は食い止めることができる各種の措置。
4. 主管機関が規定するその他の緊急対応事項。

第 11 条 本法第 41 条第 3 項で称する必要時とは、下記の状況の 1 つを指す：

1. 取扱者が既に緊急防治措置を講じている、又は主管機関の命令に基づいて必要な措置を講じている、又は関連する取扱を既に停止しているが、依然として危害の拡大を軽減又は食い止めていない。
2. 取扱者が緊急防治措置をまだ講じていない、又は主管機関の命令に基づく必要な措置を講じていない、又は関連する取扱を停止しておらず、状況が緊迫している。

本法第 41 条第 3 項で称する処理措置は、前条の規定を準用する。

第 12 条 主管機関が本法第 44 条、第 48 条第 3 項の規定に基づいて行う監査業務は、機関（構）又は法人、団体に委任、委託又は委託処理して処理することができる。

前項の監査業務が国防機密に関係する場合、現地の憲兵又は軍事機関、環境保護要員と共同で関連する場所又は施設に赴かなければならない；監査を受ける軍事機関は必要な協力を提供しなければならない。

第 13 条 本法第 45 条第 2 款に基づき、改善又はその他の物質への改製ができると認定された場合、主管機関は、その改善又は改製計画書を提出するとともに、完了期限を明記して承認の報告申請をするよう取扱者に命じる。

第 14 条 主管機関が本法第 45 条第 2 款又は第 3 款に基づいて封印を解いて返却する場合、改善若しくは改製計画書を承認、又は本法の規定に違反していないと認定してから 7 日以内にこれを行わなければならない。

第 15 条 本法第 45 条第 2 款及び第 63 条第 2 項で称する期日とは、前条で承認された計画書に記載されている改善又は改製完了期限の到来を指す。

第 16 条 主管機関が本法第 63 条の規定に基づき没収した毒性又は懸念化学物質、その他の登録すべき化学物質又は関係物品については、売却、廃棄、譲渡又はその他の適当な方法でこれを処理しなければならない。

第 17 条 本法第 64 条の規定に基づいて通知する期限付きの改善、申告又は改製の期間とは、主管機関が本法の義務者に命じ、改善、申告又は改製を完了するとともに、主管機関に通知する期間を指し、主管機関の審査期間は含まない。

第 18 条 直轄市、県（市）主管機関は、本法第 71 条の規定に基づき取扱場所全工場（事業場）及び内部配置図の控えを消防機関に送付する際、併せて情報システム、インターネット又はその他の電子通信方法でこれを行うことができる。

第 19 条 本細則は中華民國 109 年（2020 年）1 月 16 日から施行する。